



重要

世帯状況が変わられた方へ (結婚・離婚・死別等)

結婚されたときの手続き△

- ◆結婚後、速やかに、結婚相手である父または母の保育を必要とする事由を証明する書類（就労証明書等）をご準備ください。（2・3号認定）
- ◆姫路市オンライン手続ポータルサイトから「保護者・住所・連絡先等変更届」の申請（提出）をしてください。（1・2・3号認定）

離婚・死別等によりひとり親世帯になられたときの手続き△

- ◆ひとり親になったことが確認できる以下の書類を1点ご準備ください。
 - ①母子家庭等医療費受給者証
 - ②児童扶養手当証書
 - ③保護者の戸籍全部事項証明書（証明日から3か月以内のもの）
- ◆姫路市オンライン手続ポータルサイトから「保護者・住所・連絡先等変更届」の申請（提出）をしてください。
- ◆同居のパートナーがいる場合、ひとり親の扱いにはなりません。

保育料の算定について

- ◆結婚された翌月から、結婚相手である父または母と合算されます。
- ◆離婚の成立と別居の両方が確認された翌月から、ひとり親として算定されます。
- ◆前年度以前には、さかのぼりません。



スマホで簡単申請！
「姫路市オンライン手続ポータルサイト」



「保護者・住所・連絡先等変更届」

お問い合わせ先
姫路市役所 こども保育課
認定・利用担当 電話：079-221-2313・2366